

会議録(1)

会議の名称	平成28年度(第1回)入間市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成28年8月9日(火) 午後2時00分開会・午後3時30分閉会
開催場所	入間市役所 B棟 5階 全員協議会室
議長氏名	松下庄一
出席委員(者)氏名	1号委員 斎藤大治、斎藤めぐみ、関口徹、花島綾、 晝間達夫(会長代理) 2号委員 素谷光由、澤田壽一、寺師良樹、 宮城公子 3号委員 永田雅良、星野英一、松下庄一(会長)、山畑雅廣 4号委員 寺山守夫
欠席委員(者)氏名	2号委員 北野亜紗美 4号委員 赤間丈弘、永木栄作
説明者の職氏名	<p>1 議事</p> <p>(1) 平成27年度入間市国民健康保険特別会計決算見込みについて 村田主幹</p> <p>(2) 平成28年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)について 村田主幹</p> <p>(3) 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について(案)</p> <p>① 賦課限度額の改定について 坂本主幹</p> <p>② 所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額の改正について 坂本主幹</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 報告事項</p> <p>① 平成28年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)について 村田主幹</p> <p>② 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について 坂本主幹</p> <p>③ 平成27年度税率改定の効果及び平成29年度税率改定の対応について 鈴木課長</p> <p>④ 国保広域化について 園田主幹</p> <p>⑤ 平成28年度入間市国民健康保険保健事業実施計画及びデータヘルス計画について 村田主幹</p> <p>⑥ 糖尿病性腎症重症化予防事業について 村田主幹</p> <p>⑦ 医療費の増加抑制に係るPRについて 村田主幹</p> <p>⑧ 平成29年度入間市組織機構の見直しについて 村田主幹</p> <p>(2) 事務連絡</p> <p>① 入間市国民健康保険運営協議会委員の改選について 鈴木課長</p> <p>② 次回会議予定について 鈴木課長</p>

会議次第 (公開・非公開の別)	別紙「会議録(2)」のとおり(公開)
非公開理由	
傍聴者数	0人
配布資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	市長 田中龍夫 市民部次長 中里謙 保険年金課長 鈴木浩昭 保険年金課主幹 村田雄一、坂本満、園田智慈 保険年金課副主幹 中山浩一 収税課長 玉井栄治 収税課主幹 豊泉兼一 健康福祉課長 吉澤隆 健康福祉課主幹 石原健二
会議録作成方法	要点記録

会議録(2)

議事の概要(経過)・決定事項

司 会 次第により進行

1 開 会 司会 (省略)

2 会長あいさつ 松下会長 (省略)

3 市長あいさつ 田中市長 (省略)

～新任職員自己紹介～

4 議事

- (1) 平成27年度入間市国民健康保険特別会計決算見込みについて
資料に基づき説明し承認を得る
- (2) 平成28年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)について
資料に基づき説明し承認を得る
- (3) 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について(案)
 - ① 課限度額の改定について
資料に基づき説明し承認を得る
 - ② 所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に改正について
資料に基づき説明し承認を得る

5 その他

(1) 報告事項

- ① 平成28年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- ② 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- ③ 平成27年度税率改定の効果及び平成29年度税率改定の対応について
- ④ 国保広域化について
- ⑤ 平成28年度入間市国民健康保険保健事業実施計画及びデータヘルス計画について
- ⑥ 糖尿病性腎症重症化予防事業について
- ⑦ 医療費の増加抑制に係るPRについて
- ⑧ 平成29年度入間市組織機構の見直しについて

(2) 事務連絡

- ① 入間市国民健康保険運営協議会委員の改選について
- ② 次回会議の予定について 平成29年1月17日(火)

6 閉 会 会長代理あいさつ (省略)

会議録(3)

発言者	発言内容
事務局 会長 市長 事務局 会長	<p>開会 会長挨拶(省略) 市長挨拶(省略) 新任職員自己紹介(省略)</p> <p>本日の協議会ですが、出席委員は14人です。1号委員の北野委員、4号委員の赤間委員と永木委員から欠席の届出がありました。入間市国民健康保険に関する規則第4条第3項に規定する定足数に達していますので、会議を始めさせていただきます。議事録署名委員は、1号委員から関口委員、4号委員から山畠委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議事(1)平成27年度入間市国民健康保険特別会計決算見込みについてを議題といたします。</p> <p>事務局、説明願います。</p> <p>議事(1) 平成27年度入間市国民健康保険特別会計決算見込みについて、説明いたします。</p> <p>資料につきましては、資料1の(1)、(2)の2つになります。</p> <p>資料1の(1)には、決算の全体像と、歳入歳出の各科目の金額を記載しています。資料1-(2)は、主な歳入歳出の内容についてとりまとめた報告書になります。</p> <p>説明につきましては、資料1-(1)を基に説明いたします。</p> <p>決算の概要、全体像についてですが、資料1ページ、2ページをご覧ください。</p> <p>円グラフで歳入歳出の全体像を表したものになります。左のページが歳入、右のページが歳出になります。</p> <p>まず、歳入についてですが、グラフを時計で例えると12時から2時の部分が歳入の根幹をなす国民健康保険税で、全体の約19%を占めています。次にグラフの2時から11時の部分ですが、医療費支出に対する国や県などからの交付金等で、全体の約72%を占めています。この交付金等のうち、8時から11時の「ク 共同事業交付金」についてですが、この事業は、埼玉県内の国民健康保険の保険者間の保険税の平準化や保険財政の安定化を図るための再保険制度であり、平成27年3月までは10万円を超えるレセプトが調整の対象でしたが、平成27年4月から全ての医療費に対象が拡大されたことにより、平成26年度に比べ、規模が2倍以上となっています。次に11時から11時半の部分ですが、「一般会計繰入金」で、「ケ」のいわゆる法定分は、低所得者の保険税の軽減などに対する国・県からの補填金であり、平成27年度からの国の財政支援金1,700億円を含んでいます。入間市では、約1億1,200万円が交付されています。「コ」の「その他」、いわゆる法定外繰入金は、歳入歳出の収支不足を補うため、一般会計に助けてもらったお金です。次に11時半から12時の部分ですが、平成26年度からの繰越金のほか、国保税の延滞金、第三者行為に係る返納金になります。</p>
事務局	

続きまして、右のページ、歳出についてですが、12時から7時の部分が、保険者として被保険者や医療機関に直接支払いをする医療費等の保険給付費で、全体の約64%を占めています。7時から11時半の部分が保険給付費以外の医療費関連支出、後期高齢者支援金等の拠出金などで、全体の約32%を占めています。このうち、9時から11時半の「⑨ 共同事業拠出金」については、歳入と同様、再保険制度が全ての医療費に拡大されたことにより、平成26年度に比べ、規模が2倍以上になっています。

残る11時半から12時の部分は、総務費、保健事業費などのほか、万が一、保険給付費の支払金に不足が生じた場合に備えるための基金積立金になります。

全体像についての説明は、以上です。

続きまして、歳入歳出の各科目における金額について説明いたします。

3ページ、4ページをご覧ください。

歳入についてですが、網掛けをしてあります科目「款」毎に説明いたします。

款1 国民健康保険税につきましては、平成26年9月に答申をいただき、17年振りに改定をした効果もあり、決算見込額は37億7,542万円で昨年度より2億4,505万円の増額となりました。税率改定の効果等につきましては、後ほど、改めて説明いたします。

次に、款2 使用料及び手数料は、国保税の納税証明書の交付手数料で、決算見込額は11,200円です。

款3 国庫支出金は、一般被保険者の医療費支払いに対する国の負担分等で、決算見込額は37億7,704万円です。この中には、市長のあいさつにもありました。保険者の経営努力に対する交付金、いわゆる特特分も含んでおり、平成27年度は1億8百万円を獲得することができました。

款4 療養給付費等交付金は、退職被保険者等の医療費に対して、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、被用者保険が負担しています。決算見込額は5億8,860万円で、昨年度より1億3,170万円の減額となりました。減額となった理由は、退職者医療制度廃止からの経過措置が昨年度末に終了し、新規適用者が無くなつたことによるものであり、平成31年度には、ほぼ0となる見込みです。

次に款5 前期高齢者交付金は、各保険者が拠出し、65歳以上の前期高齢者の加入人数に応じて、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、決算見込額は47億4,951万円で、前年度より1億1,172万円増の増額となりました。

款6 県支出金は、一般被保険者の医療費支払いに対する県の負担分等で、決算見込額は10億2,903万円です。

5ページ、6ページをご覧ください。

款7 共同事業交付金は、先ほど全体像で説明しましたが、決算見込額は41億6,882万円で、昨年度に比べ、21億2,179万円の増額となりました。

款8 財産収入は、基金の利子収入で、決算見込額は71,570円で

す。

款9 繰入金については、先ほど全体像で説明しましたが、法定分の決算見込額は5億7,613万円、法定外の決算見込額は6億7,386万円です。昨年度に比べ、繰入金全体では5億円、法定外繰入金としては7億1,675万円の減額となりました。

款10 繰越金、平成26年度からの繰越金6億2,961万円です。

款11 諸収入は、国保税の延滞金、交通事故などによる第三者行為の返納金で、6,894万円となりました。

歳入総額は、200億1,596万円で、前年度に比べ22億9,890万円の増額となりました。

続きまして、歳出についてですが、7ページ、8ページをご覧ください。

款1 総務費ですが、被保険者証の発行やレセプトの審査費用などの事務費で、7,398万円となりました。前年度に比べ887万円の増額となりましたが、これは、国民健康保険システムを更新したことによるものです。

款2 保険給付費、保険者が被保険者や医療機関に直接支払う医療費等ですが、114億788万円で、昨年度に比べ2億8,946万円の増加となりました。これは、被保険者は減少しているものの医療需要の高い高齢者の増加や医療の高度化による一人当たり医療費の増加と、平成27年1月からの高額療養費の所得区分の細分化による増加です。平成27年度と平成26年度の一人当たり医療費を比較すると、約17,700円増加しています。

9ページ、10ページをご覧ください。

続きまして、款3 後期高齢者支援金等は、75歳以上が加入する後期高齢者医療制度への支援金ですが、決算見込額は24億1,484万円です。前年度と比べて2,268万円の減額となりましたが、その理由は、支払先である社会保険診療報酬支払基金が示す平成27年度の概算額は、一人当たり負担額の増加により増額となったものの、平成25年度の清算による減額があったことによるものです。

款4 前期高齢者納付金等は、65歳以上の前期高齢者の加入状況に応じて拠出するもので、決算見込額は169万円となりました。

款5 老人保健拠出金は、平成19年度で老人保健制度は廃止となっていますが、その事後処理のための事務費として73,962円を拠出しました。

款6 介護納付金は、介護保険の財源として各保険者が拠出する費用で、9億832万円を拠出しました。前年度と比べて9,927万円の減額となりましたが、その理由は、支払先である社会保険診療報酬支払基金が示す平成27年度の概算額が、一人当たり負担額の減少により減額となり、さらに平成25年度の清算による減額があったことによるものです。

款7 共同事業拠出金は、決算見込額が43億324万円で、昨年度に比べ、22億1,351万円の増額となりました。

款8 保健事業費は、特定健康診査や糖尿病性腎症重症化予防事業など

	<p>の事業費ですが、決算見込額は2億995万円となりました。</p> <p>次に、款9 基金積立金は、保険給付費の支払金不足に備える積立金ですが、2億4,664万円を積み立てことができ、基金保有額は2億5,310万となりました。</p> <p>11ページ、12ページをご覧ください。</p> <p>款10 公債費は、万が一、収支不足が生じ、金融機関等から借り入れが必要となった場合の利子の支払い費用ですが、支出はありません。</p> <p>款11 諸支出金は、過年度の国の療養給付費等負担金の確定による償還や国保税の還付金などで、決算見込額は2億8,960万円となりました。増加の理由は、一般会計へ1億2千万円を返還したことによるものですが、これは、平成26年度からの繰越金が約6億3千万円あり、法定外繰入金をいただいていることから、国への償還費用等を除いて、なお余った額を返還したものです。</p> <p>歳出総額は、198億5,925万円で、昨年度に比べ27億7,181万円の増加となりました。</p> <p>13ページをご覧ください。</p> <p>平成27年度決算見込みの総括ですが、歳入総額200億1,596万3,104円から、歳出総額198億5,925万1,167円を差引いた形式収支では、1億5,671万1,937円の黒字となりました。</p> <p>しかしながら、この形式収支額から、前年度形式収支額6億2,961万6,727円と、その他一般会計繰入金6億7,386万1,997円を差引き、基金積立金等2億4,964万3,817円を加えた実質単年度収支では、8億9,712万2,970円の赤字となっています。</p> <p>平成27年度決算見込みの説明につきましては以上です。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>今、事務局の方から説明がございました。</p> <p>みなさまの方から、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。</p> <p>もし、無ければ、議事(1) 平成27年度入間市国民健康保険特別会計決算見込みについては、原案どおりということで、みなさんご了承いただけますでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしということで、議事(1) 平成27年度入間市国民健康保険特別会計決算見込みについては、原案どおりご了承いただきました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>では、次に、議事(2) 平成28年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)についてを議題といたします。</p> <p>事務局、説明願います。</p> <p>議事(2) 平成28年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)について、説明いたします。</p> <p>資料につきましては、資料2になります。</p> <p>補正予算(第2号)(案)の説明に入る前に、次第5 その他の(1)報告事項の① 平成28年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について報告いたします。</p>
会 長	
全 委 員 会 長	
事 務 局	

予算の補正にあっては、本来、協議会、委員の皆様のご承認をいただかなければならぬところであります。この補正につきましては、緊急を要したことから、お詫びせずに補正をした次第です。内容につきましては、資料2の3ページ、4ページをご覧ください。

歳出であります款1総務費 項1総務管理費 目1一般管理費の2列目、補正予算第1号の486万円を増額補正いたしました。これは、平成30年度の国保広域化に係る埼玉県の国保事業費納付金等算定システムとの情報連携に伴い、市の国民健康保険システムを改修するための費用です。緊急を要したのは、国からシステム改修の内容等が示されたのが本年5月であったことと、納付金や標準保険税率の算定に必要なデータを10月に提供する必要があったことによるものです。また、システム改修費用に対して、国からの補助があることは通知されていましたが、具体的な金額の提示がされていなかったことから、予備費の調整により対応いたしましたので、ご報告申し上げます。

それでは、補正予算（第2号）（案）について説明いたします。

1ページ、2ページをご覧ください。

今回補正する科目については、網掛けしてあるものとなります。補正額につきましては、左から3列目の補正第2号になります。

まず、歳入の補正内容ですが、款3 国庫支出金 項2国庫補助金 目9 国民健康保険制度関係 業務準備事業費補助金の399万6千円の増額ですが、先ほど説明しました補正第1号の市国保システムの改修に係る国の補助額が示されたため計上するものです。

次に款4 療養給付費等交付金586万7千円の増額ですが、過年度、平成27年度の交付金の額の確定に伴う追加交付を計上するものです。

款10 繰越金1億5,671万円の増額は、平成27年度決算の形式収支の黒字額、繰越金1億5,671万1,937円を計上するものです。

続きまして歳出の補正内容ですが、3ページ、4ページをご覧ください。

款1総務費 項1総務管理費 目1一般管理費22万4千円の増額ですが、補正予算第1号で増額補正した国保システムの改修が安価に業務委託できしたことによる減額86万4千円と、被保険者証の郵送料について、郵便料金の割引率がこの6月より引下げられたことに伴う増額108万8千円について計上するものです。

次に款8 保健事業費 項2保健事業費のうち、目1保健衛生普及費47万3千円の増額は、被保険者への医療費通知の郵送料について、郵便料金の割引率の引下げに伴い計上するものです。

目2 疾病予防費の保険年金課所管分ですが、糖尿病性腎症重症化予防事業について、今年度から県の共同事業に参加したことに伴う支払科目的更正と、市としての郵送料が不要となったことにより、切手代5千円の減額を計上するものです。

5ページ、6ページをご覧ください。

款11 諸支出金 項1償還金及び還付加算金 目3償還金1億3,881万9千円の増額ですが、国の療養給付費等負担金の過年度、平成27

	<p>年度の交付額の確定に伴う超過交付額の返還金を計上するものです。</p> <p>款12 予備費2,706万2千円につきましては、歳入歳出額の差を調整するものです。</p> <p>以上の補正により、歳入、歳出、それぞれ1億6,657万3千円を追加し、補正後の総額を192億7,420万3千円とするものです。</p> <p>補正予算（第2号）（案）の説明につきましては以上です。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>ただ今、事務局の方から説明がございました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>みなさまの方から、ご質疑等ございますでしょうか。</p> <p>無ければ、議事(2) 平成28年度入間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）については、ご了承いただいてよろしいでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>ありがとうございます。</p>
全委員会長	<p>では、議事(2) 平成28年度入間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）については、原案のとおり了承いただいたということで、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>議事の途中で申し訳ないのですが、議事3に入る前に、次第5その他(1)(3)平成27年度税率改定の効果及び平成29年度税率改定の対応についてを説明させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>ただいま事務局から話がありましたら、よろしいでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>では、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>資料5をご覧下さい。</p> <p>資料には、参考として平成26年度に答申をいただきました答申書も添付しておりますので、併せてご覧ください。</p> <p>先ほどから、決算の内容について説明をさせていただいているが、その中の1つとして、平成26年度に本協議会から答申をいただきました税率改定の内容に基づきまして、平成27年度から税率改定を実施をしたわけでございます。その効果額について、まずは、ご報告をさせていただきます。</p> <p>資料5の1改定の概要についてをご覧ください。</p> <p>平成27年度に、本協議会からの答申に基づき、一般会計からの法定外繰入金を5億円減額するために税率改定を行いました。</p> <p>資料5の2改定による効果額の推計についてをご覧ください。</p> <p>平成27年6月時点での国民健康保険税賦課額の推計では、約4億7,800万円の増となっております。</p> <p>資料5の3決算額による比較についてをご覧ください。</p> <p>国保税現年課税分を一般分、退職者分、合計に分けて、平成26年度決算額と平成27年度決算見込額とを比較した表となっています。合計欄をみると、平成26年度決算額に対し、平成27年度決算見込額が約2億7,500万円増額が見込まれるとなっています。</p> <p>先ほど、説明させていただきました決算の収入済額の増が少ない理由</p>
会長 全委員会長 事務局	

は、被保険者数の人数が減少傾向にあることと、所得金額が少なくなっていることから、実際の決算額では少なくなっているということです。

資料5の4一般会計繰入金の推移についてをご覧ください。

こちらの表は、平成24年度以降の法定繰入金、法定外繰入金、合計に分けた一覧表となっています。法定繰入金については、例年3億5千万円前後だったのですが、平成27年度は、国からの財政支援の見直し等があって増額となり約5億7,600万円となっています。法定外繰入金につきましては、もともと、国保税を5億円ほど増額したいということで税率を改定したわけですけれども、色々な要素を計算した結果、先ほどの決算のところでも説明させていただきましたが、今までが13億円を超える金額だったわけですが、平成27年度決算は、約6億7,300万円となりました。約7億円を超える額を減額することができたということでございます。法定繰入金と法定外繰入金を合計した額で言いますと約17億円ほどで推移していたものが、平成27年度決算で12億5千万円ということで、結果的に5億円の減額ができたというものです。

資料5の裏面の平成29年度税率の対応についてをご覧ください。

平成27年度の税率改定をどうするか、府内で何度も検討を重ねてまいりました。参考として添付してある答申にもありますように、本来であれば、平成27年度に5億円、平成29年度、平成31年度にそれぞれ2億5千万円の効果が得られる税率改定をすべきであるという答申をいただいているところではあるのですが、平成27年度の成果、それから社会情勢の変化等を考慮した結果、平成29年度については、税率改定の実施を見送るべきではないかという結論に至っているところでございます。この考慮した社会情勢の変化の内容については、資料にも書いてあるのですが、平成30年度からの国保広域化、国からの財政基盤強化のための財政支援が行われるなど、国保制度改革による影響が1つ大きくあります。もう1つは、消費税率の引き上げが延期されたということもございまして、なかなかこのような社会情勢の中で国保税を値上げするのは難しいのではないかということになります。答申にもあるのですが、附帯意見の中でも税率の改定時期につきましては、「社会情勢の変化を的確に捉え、柔軟に対応されたい。」という附帯意見をいただいておりますので、我々といたしましても、国保が広域化される平成30年度の課税に向けて、県から今後示される標準税率等を考慮した上で、適切な税率を30年度以降改定できるように再検討していくきたいと考えております。

本来であれば、答申どおり平成29年度税率を改定するというのは、われわれも十分承知はしておりますが、現状の社会情勢等を考慮した上で1年間税率改定については見送るべきであるという結論に達しているところでございます。

これにつきましては、今後、議会へもこのような形での報告をしていくことを考えているのですが、是非、運営協議会の中でも委員さんから見送等につきまして色々なご意見を賜ればと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

会長	以上、報告させていただきます。 ありがとうございました。 今、事務局の方から説明がございました。 みなさるの方からご意見、ご質問等ございますでしょうか。
澤田委員	さんざん議論したことを踏まえて来年度国保税を上げるということに決まったわけですね。そうすると、平成27年度に2分の1を上げて、来年度4分の1、再来年度4分の1、国保税を上げるのを1年とりあえずずらしていく、まあ、色々な諸般の事情というのがあるというのには分かりますけれど、これだけ先に繰り延べると必ず経済状態が良くなるとは私は考えていないのですけれど、まあ、国も消費税を伸ばしたり色々するから、仕方ないかなと半分は思うのですけれど、審議会で決めたことを執行部、行政当局が考えて、簡単に変えて良いか、悪いかということを市長さんから答弁していただければよいのではないでしようか。
会市長	市長 はい。答申していただいた時、その内容は、最高の答申として尊重するという気持ちで受け入れさせていただきました。これまで、色々な値上げを6つくらい決断させていただいたのですが、今回も強引に行ってよろしいのかどうか、判断に悩んだわけです。実は、平成27年度は、12億5千万円の法定外繰入金の繰入ということで、5億円の法定外繰入金が国保税の値上げによって抑えられたわけです。平成28年度もかなりの法定外繰入金を繰り入れなければならぬ状況です。後ほど、説明があろうかと思います。それから、平成29年度、平成30年度と、法定外繰入金が増えてくる部分として国保税の改定を行わなければならないという判断もあるのですけれども。それを強引に行った時に、市民の理解が得られるかということを考えた時に、国の方も苦渋の判断の中で、消費税を2年半先送りしたということ。いずれにしても来年は、埼玉県内での国保一本化に向けて、標準税率が出てくると間違なく国保税の改定を行わなければならないわけです。そのためには、今年、国保税の改定を予定どおり行うよりも、来年度に合わせて、市民に負担をお願いしようと。そういう面では、来年度は間違なく国保税の改定を行うことになると思うのですけれども。そういう意味では、国保税の改定の1年延期ということを決断させていただいたわけであります。
会長 花島委員	是非、ご理解いただければと思いますので、よろしくお願いします。 他にございますか。 被保険者の立場から言うと、やはり、毎年、毎年、国保税率が上がって、変わっていくというのは、少し不安になったりとかするというか、今後、どうなるのかというイメージがあると思うので、平成30年度に埼玉県の国保が一本化するということで、それに合わせていただくというのは、とても分かり易くなるというイメージがあります。
会長	1号委員の方、何かございますか。 今、花島委員から発言がございましたけれども。 もし、皆さんの方からのご質問がなければ、3つ目の議題に移らせていただきたいと思います。

全 員 会 長	<p>異議なし。</p> <p>では、次に、議事(3)入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（案）①賦課限度額の改定について、②所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額の改正についてを議題といたします。</p> <p>事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>議事（3）入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（案）について説明いたします。</p> <p>まず、①賦課限度額の改定について説明いたします。</p> <p>資料3をご覧下さい。</p> <p>これは、地方税法施行令の一部が改正、（平成28年3月31日公布、4月1日施行）され、そのなかで、法定限度額が改定されました。このため、現在の賦課限度額を法定限度額まで引上げる条例改正を12月議会へ提案するものです。</p> <p>平成29年度から適用としますので、今年度中に条例改正が必要となり、今回この運営協議会にお諮りし、直近の12月議会へ提案するものです。なお、この協議会の税率改定の答申で付帯意見として、賦課限度額については、法令改正に合わせて改正されたいとの答申を受けております。</p> <p>改正内容については、表のとおり、医療給付費分は2万円の引上げ、後期高齢者支援金等分も2万円の引上げ、介護納付金分は据え置きとなり、合わせて85万円から89万円とし、4万円の引上げとなる改正を行います。</p> <p>限度額を引き上げた場合の影響については、平成28年7月15日現在のデータで試算しました「1 世帯数と被保険者数の比較」表をご覧ください。改正により、医療給付費分と後期高齢者支援金等分の限度額世帯、被保険者数は、表のとおり、減少となります。</p> <p>次に、「2 税額の比較」については、4万円限度額を引上げることにより、約1千670万円、賦課額が増加する見込みです。</p> <p>次に、②所得割額算定及び軽減判定に用いる総所得金額の改正について説明いたします。</p> <p>資料3の裏面をご覧下さい。</p> <p>初めに、下の「改定の概要」の説明書きのとおり、名称の変更があり、「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律」の名称が「外国居住者等所得相互免除法」に改める改正がありました。</p> <p>この法律の一部が改正（平成28年3月31日公布、平成29年1月1日施行予定）され、市民税で分離課税される特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものと改正されました。</p> <p>このため、所得割額等の算定に用いる総所得金額の変更が生じるため、条例の附則改正を12月議会へ提案するものです。</p> <p>適用日は、平成29年1月1日予定です。</p> <p>また、この改正に伴い、附則10条と11条を追加することにより、条ズレが生じたため、第10条を12条へ、11条を13条へ、12条</p>

	<p>を14条へ併せて改正を提案するものです。</p> <p>なお、条例及び附則改正の条文については、3ページからの新旧対照表をご覧いただきまして、右側が現行、左側が改正案となっておりまして、下線を引いた箇所が改正内容となります。</p> <p>以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p> <p>ただ今、事務局の方から説明がございました。</p> <p>みなさまの方から、ご質疑等ございますでしょうか。</p> <p>無ければ、議事(3)入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（案）①賦課限度額の改定について、②所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額の改正については、ご了承いただいてよろしいでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>では、議事(3)入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（案）①賦課限度額の改定について、②所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額の改正については、原案のとおり了承いただいたということで、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で、議事を終了いたしましたので、議長の任を解かさせていただきます。たいへんありがとうございました。</p> <p>松下会長ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第に基づき、5その他につきまして、事務局より報告とさせていただきたいと存じます。</p> <p>ご質問等につきましては、最後に一括してお受けしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>それでは、5その他(1)報告事項について、報告いたします。</p> <p>②入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について説明させていただきます。</p> <p>資料4をご覧ください。</p> <p>地方税法施行令の一部を改正する政令が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行となったことに伴い、入間市国民健康保険税条例の一部の改正について、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年3月31日付けで専決処分をし、平成28年4月1日から施行したものです。</p> <p>この専決処分につきましては、平成28年第2回入間市議会定例会において報告し承認を頂いております。</p> <p>改正内容につきましては、国民健康保険税の減額の対象となります世帯の軽減判定所得において、5割軽減及び2割軽減の対象となる所得の算定について、表のとおり、5割軽減は、被保険者1人当たり26万円に5千円増額し、26万5千円とし、2割軽減は、被保険者1人当たり47万円に1万円増額し、48万円へ引き上げました。</p> <p>これにより、減額措置の拡大となりました。</p> <p>なお、7割軽減につきましては、変更はありません。</p>
--	---

参考に平成28年3月10日時点で試算しました比較表をご覧ください。

5割軽減は、改正前に比べて、世帯数で60世帯増加し、被保険者数も110人増加しており、軽減額は、1,458千円となる軽減の拡大となっております。

2割軽減は、改正前に比べて、世帯数で83世帯増加し、被保険者数も170人増加しており、軽減額は、929千5百円となる軽減の拡大となっております。

なお、条例改正の条文については、裏面の新旧対照表をご覧いただきまして、右側が改正前、左側が改正後となっておりまして、下線を引いた箇所が改正内容となります。

以上、ご報告いたします。

それでは、次に、④国保広域化についてを説明させていただきます。お手元の資料6をご覧ください。

ご存知のとおり、国民健康保険は現在、市町村単位で運営されています。しかしながら、国保の抱える構造的な問題などにより、その運営は、たいへん厳しいのが現状です。

そこで、以前より、国保の運営を都道府県レベルで行いスケールメリットを活かそうという国保広域化の議論が進められてきました。そして、昨年5月に法律が改正され、平成30年度からの国保広域化が決定しました。経緯については、資料下段に簡単に記載しております。

さて、国保が広域化して変わるのは何か、ということですが、資料上段1の①に記載の通り、県が財政運営の責任主体となるということになります。では、県が行う財政運営がどのようなものなのかと言いますと、資料中段2に記載した内容となります。

第1に、医療費の支払いは今と同じく市が行いますが、そのために必要な費用は、県が全額交付します。これにより、市では、年度途中で医療費が不足するという心配がなくなり、安定的な国保運営が可能となります。

第2に、県は、その交付金を捻出するため、国からの補助金や、県の一般会計繰入金を充てる他に、県内の市町村から納付金を徴収します。納付金の額は、市町村の被保険者数や財政規模、医療費などに応じて前年度に県が決定・提示し、その額は、医療費の額がどんなに変わっても、年度中に変更されることはないというのが原則です。

第三に、この納付金を支払う財源として、市は、主に国保税を充てることとなります。来年度以降、県が毎年、納付金の額を提示する際、併せて、標準保険税率が提示されます。市は、これを参考に翌年度の税率を定め、賦課・徴収を行うということになります。

ただし、残念ながら現時点においては、平成30年度の納付金の額も、標準保険税率も、まったく示されておりません。その他の情報も、まだまだ少ないので現状です。

そのような中ですが、今後のスケジュールにつきまして、資料裏面をご覧ください。

資料の真ん中あたり、都道府県の欄に、地域の実情を踏まえ、納付金

の額の算定ルールを検討・決定とありますが、ちょうど今、この部分について、県と、県内代表の市町村がワーキンググループを作り、検討しているところです。入間市もメンバーとして参加しております。

また、その上下に、新システムという記載がありますが、現在、広域化後に使用される全国標準システムの開発が進められております。そして、市の国保システムも、この全国システムとの連携を図るため、改修等が必要になってまいります。先程報告のありました補正予算1号につきましても、このシステム改修のための費用となっております。

まだまだ情報が出てきていない部分や、協議中の部分が多く、制度の全体像が見えて来ていないところではあります、今後も情報収集に努め、平成30年4月からの広域化に向けて遗漏のないよう、準備を進めて参りたいと考えております。以上です。

続きまして、⑤平成28年度入間市国民健康保険保健事業実施計画及びデータヘルス計画について説明させていただきます。

まず、平成28年度入間市国民健康保険保健事業実施計画についてですけれども、資料7をご覧ください。

毎年度、保健事業を実施するにあたりまして、目標と計画を定めております。内容につきましては、昨年度と同様になりますけれども、1点追加となっている部分がありますので、ご報告いたします。

2ページをご覧ください。

(4)その他検診の同時受診の推進ですけれども、被保険者が特定健康診査を受診される際、がんの早期発見、早期治療を目的に、市が実施していますがん検診の同時受診を勧めておりますけれども、このがん検診に今年度から前立腺がんの検診が加わりました。対象者につきましては満50歳以上、実施期間につきましては6月1日から来年2月28日までで、自己負担は1,000円となっております。

続きまして、データヘルス計画ですけれども、資料8をご覧ください。

昨年8月の協議会にて、国の指針に基づき、国民健康保険の個々の被保険者への健康増進及び疾病予防を働きかけ、地域の特性に応じた保健事業を実施するため、医療情報、レセプトデータなどを分析し、本計画を策定いたしますと報告をさせていただいたところですけれども、本年3月にこの計画書の策定が完了いたしましたので、報告をさせていただくものです。計画の内容につきましては、レセプトのデータ分析等の結果、現在実施をしています糖尿病性腎症重症化予防につきまして、これまでも、また、今後についても継続していくことの有効性について確認がきましたので、本計画に基づきまして糖尿病性腎症重症化予防について継続実施してまいります。

続きまして、⑥糖尿病性腎症重症化予防事業についてを説明させていただきます。

資料9をご覧ください。

この事業につきましては、被保険者の健康寿命の延伸、生活の質の維持、向上と医療費の増加抑制を図ることを目的として、入間地区医師会さまのご理解とご協力をいただきながら、平成26年度より埼玉県内の市町村に先駆けて実施をさせていただいております。まず、平成27年

度の事業結果についてご報告をさせていただきます。

1 保健指導については、17の市内医療機関にご協力をいただき、20名の方に参加をいただきました。参加いただいた20名全員が6ヶ月間の保健指導を終了しています。参加いただいた方の保健指導開始時期の病期につきましては、1(5)①の表になります。その下の②の表が保健指導終了時の病期になります。医療機関での血液検査結果を用いているため、終了時のタイミングで20名中6名の方の病期の推移を表せていただきました。開始時から病期の悪化した方が2名、矢印が付いているのですけれども。この2名につきましては、元々病期の境界線にいるものであり、その境界域での変化であることから、腎機能としての状態は横ばいとなっています。続いて、2受診勧奨については、特定健康診査の検査結果が悪い状態にあるのに医療機関に受診していない、医療機関未受診者75名と糖尿病の治療を中断していると思われる医療機関受診中断者28名に対して、医療機関への受診を促す通知を出しました。

2ページ、3ページをご覧ください。

保健指導に参加をされました20名の方にアンケート調査をし、16名の方からご回答をいただきました。保健指導に対します4つの質問については、多くの方から参加してよかったですとの回答をいただいています。この中で、右下の5ご意見等の米印のところですけれども、参加いただいた方の妻の方からのご意見をいただいています。参加者が結婚されている男性の場合については、特にここに書かれているように食生活を奥さんに任せている状態になり易いと思います。平成26年度の事業には、実際、保健指導にご夫婦で参加された方もいらっしゃり、そのことは理想的であったと共に、生活習慣の改善により効果があるのではないかと思いました。生活習慣の改善には、本人の自覚が一番大切なことではあります。配偶者の協力も重要であり、保健指導の実施については、ご結婚されている方については、ご夫婦で同席されるような形に今後していきたいと思います。

次に、4ページをご覧ください。

平成28年度事業については、保健指導の参加募集者は、昨年度と同じ30名を予定しており、現在、募集をさせていただいているところです。今月下旬までに、参加者を決定しまして、9月から6ヶ月間の保健指導を行ってまいります。8月5日現在になりますけれども、22名の参加希望をいただいております。

次に、2継続支援については、今年度から新規に行うものですけれども、平成26年度、平成27年度の保健指導修了者に対しまして、生活習慣のモチベーション等を維持していただくため、継続した保健指導を行うものです。現在のところ、8名の方にご参加をいただいております。

次に、3受診勧奨については、医療機関未受診者146名と治療中断者20名の方に対しまして、医療機関への受診勧奨通知を6月30日に送付しています。

糖尿病の関係につきましては、以上となります。

次に、⑦医療費の増加抑制に係るPRについては、今年度の医療費の増加抑制に係る取り組みといたしまして、昨年度と同じになるのですけ

れども、引き続き2つのPRをしています。1つは、ポロシャツです。ポロシャツの左胸には、「見直そう！その生活習慣」、背中には、「自分の健康は自分で守る！」とPRしています。実際、被保険者の方が病気になった時には、様々な医療給付等で健康に戻れるためのサポートをするのはもちろんのこと、普段、病気の予防や重症化を防げるよう特定健診等を受診していただきたいということで受診率向上に努めているわけですけれども、最終的に、自分の健康というものは自分で守るというのが一番重要なことだと思います。ちょっと派手なピンク、ブルーといった色ですけれども、なるべく多くの方に見ていただき、自分の健康は自分で守る！というのをPRさせていただき、医療費の増加抑制と被保険者の健康寿命の延伸に繋げられればと思っております。

それから、もう1つ、今、国の方でも力を入れているのですけれども、ジェネリック医薬品の利用の促進ということで、名札に目立つ黄色で「ジェネリック医薬品を使ってみませんか？」ということでPRをさせていただいている。

医療費抑制のPRについては、以上です。

続きまして、最後になりますけれども、⑧平成29年度入間市組織機構の見直しについてを説明させていただきます。

資料10をご覧ください。

入間市では、概ね5年毎に組織機構の見直しを実施してまいりました。入間市が目指しますまちづくりの目標、指針となります次期総合計画の開始時期が、平成29年度であり、これに合わせ、組織機構見直しの基本方針であります「市民サービスの充実に向けた、分かりやすい組織づくり」、「効果的・効率的に行政サービスを提供するための組織づくり」などに基づきまして、平成29年度に組織機構の見直しを行います。

国民健康保険の担当課につきましては、中段の図になりますけれども、左側が現行の担当課で、3つの課、3つの部にまたがっております。右側が見直し後、平成29年度からの担当課になります。担当課は4つになりますが、部は2つになります。

現行の保険年金課は、国保医療課と名称変更になりますが、業務内容等につきましては、これまでと変更はありません。

健康福祉課ですけれども、現行では、特定健診や人間ドックなどの事業を行っていますが、見直し後は、特定保健指導に関することとなり、名称が地域保健課に変更となります。特定健診、人間ドックにつきましては、所管が変わりまして、健康管理課が所管することとなります。

国保税の収納部門以外が1つの部にまとまりますので、これまでよりも連携が強まり、効率的、効果的な事業の取組ができると考えております。それから、国保税の収納を担当します収税課につきましては、これまでと変更ありませんが、課内に新たに債権回収対策室が設置されまして、収納が困難な債権の回収が専門的にできることから、収納率の向上に期待ができると考えています。

報告事項につきましては、以上となりますけれども、ご質問等ございますでしょうか。

色々とご報告いただいたのですけれど、今、最後に出ました、来年度

澤田委員

事務局
市長

から債権回収対策室を作るということは、いいことだと思います。県に国保が統合されたといつても、各市町村には義務と責任が当然出てくるんだと思うのです。それに対しては、収納率というのは大切になると思うのです。ですから、この債権回収対策室というのは、固定資産税、その他、全部の税をひっくるめた対策だと思うのですよね。ですから、入間市がよその市町村に比べて、回収に積極的に動いているようには、私は思えないのですけれども、これからは、払ってくれない人には、強制的に執行するなど色々なことを、政策も必要だと思うのですよね。税等全般を含めて。ですから、こういう仕組みを統合することは、私はいいことだと思っています。

それともう1つは、医療費の問題なのですけれども。私たち3号委員は、医療費をいっぱい貰えれば文句はないのですけれども、私の考えはそうではなくて、これからやはり、今、問題となっているとおり、高額のお金が掛かる、簡単に言えば、がんに効果のある薬が今たくさん出でています。今、特に話題になっているのは、免疫抑制剤が肺がんに適用が拡大されたということで、試算では何兆円というようなことがマスコミ、紙上に出ていますよ。現実問題としては、そういう問題も出てくると思います。それと、この前勉強会で聞いて、えっと思ったのは、血友病の患者さんに、新しく埼玉医大に就任した先生が張り切って言ってました。1年経つそなんですけれども、血友病の特殊な患者さんに対しては、治療を1回するのにフランスから製剤を輸入すると600万円掛かるそうです。薬代だけです。5年前から埼玉医科大学国際医療センターでは、許可は取ってあったそなんですけれども、症例は1人もいなかつたそうです。今度は、その先生が来まして、埼玉医大でも許可を取り、学内での審査を通って、そういう患者さんを積極的に紹介して欲しいという話が、勉強会であったのですよね。ですから、そういうものがこれからも多々出てくると思うのですよね。ですから、そういうこともひっくるめた上で、私たちの方の情報も全部ではありませんけれど、高額な医療ということに関しては、一時心臓の疾患で1ヶ月3,000万円くらいかかったとか、手術バンバンしたとか、10年くらい前話題になりましたけれど、今後ともやはり医療費の抑制ということ、ジェネリック医薬品、私たちのところも、私のところでもあまり協力はしなかつたのですけれども、まあ、こういう時代になったのでね、変えるのは容易ではないですよ、歳をとるとね、薬を全部覚えなければいけないので、でも一生懸命薬のリストを作つてやっていますけれども、そういうことを医師会と行政と協力して、今後はやっていきたいと思っていますので、色々な情報交換はしたいと思っています。以上です。

ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

他に、ご質問等はございませんでしょうか。

今の組織変更の関係なのですけれども、ちょっと、説明させていただくと。来年から新たな10年の総合計画が始まるのですけれども、それに合わせて組織の見直しを実施し、福祉部が3つになります。福祉部と健康推進部と子ども支援部。それと、教育委員会は今まで教育総務部と生涯学習部とあったのですけれども、スポーツの方を健康推進部が担当

事務局	<p>するということで、教育委員会から外すことになりました。教育委員会は、教育部ということで1本にすることにしました。それから、インフルエンザによるパンデミックや災害等を含めて、危機管理監というのを置かせてもらいました。そういう形で、大きく変更があります。近いうちに広報に掲載されると思いますので、ご覧いただければ思います。</p> <p>最後になりますけれども、⑤その他②事務連絡①入間市国民健康保険運営協議会委員の改選についてと②次回会議予定についてを説明させていただきます。</p> <p>まず、①入間市国民健康保険運営協議会委員の改選についてお話をさせていただきます。みなさまの任期は、平成27年1月1日から平成28年12月31日までとなっております。次回の会議を来年予定していることから、その前に委員の方々の改選を行うことになります。これから委員さんの選出母体等に、調整をさせていただきながら、委員の方々の選出をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>また、次回の会議につきましては、来年、平成29年1月17日(火)午後2時からを予定しております。以上でございます。</p> <p>それでは、次第6閉会の挨拶を晝間会長代理お願いいたします。</p> <p>(省略)</p>
会長代理	以上

議事のてん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

平成28年 9月26日

会長 松下庄一

指名委員 関口徹

指名委員 川村雅廣